

# 官報号外 昭和二十二年十月十六日

## ○第一回参議院會議錄第三十八号

昭和二十二年十月十五日(水曜日)午前

十一時七分開議

議事日程 第三十七号

昭和二十二年十月十五日

午前十時開議

第一 道路交通取締法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去る十一日第十二回文書表記載の請願書を左の委員会に付託しました。

國土計画委員会

第二百九十二号 常願寺川改修工事促進に関する請願書

第三百九十三号 富山縣下の河川砂防工事に関する請願書

第二百九十四号 北上川堤防補強工事施行に関する請願書

第二百九十五号 宮城縣登米郡錦織、上沼町間の北上川に不動港を新設することに関する請願書

橋を架設することに関する請願書

第三百十九号 鮎喰川改修工事に関する請願書

第三百二十号 兵庫縣赤穂御崎海岸一帶を瀬戸内海國立公園に編入することに関する請願書

第三百三十一号 弘法川砂防工事施行に関する請願書

第三百三十二号 弘法川砂防工事施行に関する請願書

第三百三十三号 池内川外二河川砂防工事施行に関する請願書

第三百三十四号 夏川改修工事に関する請願書

第三百三十五号 松江市に山陰大學設置に関する請願書

第三百三十六号 観光都別府市に対する請願書

第三百三十七号 観光都別府市に対する自作農創設特別措置法の実施延期に関する請願書

第三百三十八号 热海觀光地帶を農地法の適用より除外することに関する請願書

第三百三十九号 勤労青年教育の定時制高等学校設置に関する請願書

第三百四十号 森林治水並びに災害防止林造成事業拡充強化に関する請願書

第三百四十一号 民有林施業案編成國庫補助増額に関する請願書

第三百四十二号 大淀川改修工事促進に関する請願書

第三百四十三号 大淀川改修区域の國直轄測量調査に関する請願書

第三百四十四号 大淀川改修工事促進に関する請願書

第三百四十五号 別府市に國際觀光文化委員会

第三百四十六号 観光國策の樹立に関する請願書

第三百四十七号 茶葉試驗場九州支場を設置することに関する請願書

第三百四十八号 富山縣東礪波郡城端、西赤尾間に國營トラックの運輸を開始することに関する請願書

第三百四十九号 東海道線沿岸、濱松駅間電化促進に関する請願書

第三百五十号 八戸線久慈駅、岩泉町間に國營自動車の運輸を開始することに関する請願書

第三百二十一号 曲写技術者免許制度改廃に関する請願書

第三百二十五号 舞阪漁港修築費國庫補助に関する請願書

第三百二十二号 電化浴場に対する電力制限を撤廃することに関する請願書

第三百二十三号 電化浴場に対する請願書

第三百二十四号 観光都別府市に対する請願書

第三百二十五号 舞阪漁港修築費

第三百二十六号 國庫補助増額に関する請願書

第三百二十七号 横須賀開港指定促進等に関する請願書

第三百二十八号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百二十九号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百三十号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百三十一号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百三十二号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百三十三号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百三十四号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百三十五号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百三十六号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百三十七号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百三十八号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百三十九号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百四十号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百四十一号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百四十二号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百四十三号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百四十四号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百四十五号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百四十六号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百四十七号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百四十八号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百四十九号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

第三百五十号 油津港を第二種港湾編入並びに貿易開港場指定に関する請願書

## 第三百一十八号 総務省、白

地間に國當自動車の運輸を開始することに關する請願書

## 第三百二十六号 大糸線全通促進に関する請願書

## 第三百二十七号 中央線甲府、塩尻駅間外二線路の電化実現に関する請願書

## 第三百二十八号 物品税免稅点の開設する請願書

## 第三百二十九号 財政及び金融委員会

## 第三百三十号 尿面駅間外二線路の電化実現に関する請願書

## 第三百三十一号 地方自治法の一部を改正する法律案付託した。

## 第三百三十二号 開港港湾法の一部を改正する法律案付託した。

## 第三百三十三号 地方自治法の一部を改正する法律案付託した。

## 第三百三十四号 家庭越冬用燃料の價格に關する請願書

## 第三百三十五号 家庭暖房用燃料に關する陳情

## 第三百三十六号 同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を治安及び地方制度委員会に付託した。

## 第三百三十七号 地方自治法の一部を改正する法律案付託した。

## 第三百三十八号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百三十九号 地方自治法の一部を改正する法律案付託した。

## 第三百四十号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百四十一号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百四十二号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百四十三号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百四十四号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百四十五号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百四十六号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百四十七号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百四十八号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百四十九号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百五十号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百五十一号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百五十二号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百五十三号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百五十四号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百五十五号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百五十六号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百五十七号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 第三百五十八号 第三百二十九号、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百三十四号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十八号の各案に關する請願書

## 文教委員会

## 鉱工業委員会

## 第四百六号 亞炭增産に關する陳情書

災者特別税の課税外とすることに關する陳情書

## 第四百九号 企業整備に關する陳情書

自給製塩制度存続に關する陳情書

## 第四百三十四号 九州地方における電力復興に關する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 第四百三十三号 福岡縣に第一学園大学設置に關する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 第四百三十二号 中央線高藏寺、名古屋鐵道小牧両駅間に國當自動車の運輸を開始することに關する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 第四百三一号 產兒制限に関する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 第四百二十九号 自給製塩制度存続に關する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 第四百二十八号 林野行政と砂防決算委員会

電力復興に關する陳情書

## 第四百二十七号 特別市制施行反対に関する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 第四百二十四号 農業協同組合法案に關する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 第四百二十六号 邑知潟干拓計画案に關する陳情書

電力復興に關する陳情書

第四百二十一号 久慈川改修工事の一  
部施行延期に關する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 第四百二十号 田村地先その他の干拓事業を國營とすることに關する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 第四百一十九号 茨城縣多賀郡高萩町内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

電力復興に關する陳情書

## 第四百一十八号 治山治水対策に關する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 第四百一十七号 芙城縣多賀郡高萩町内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

電力復興に關する陳情書

## 第四百一十六号 福岡縣三池郡高萩町内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

電力復興に關する陳情書

## 第四百一十五号 金屬鉱山事業を経営する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 第四百一十四号 生鮮食料品並びに水産加工品統制撤廃に關する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 第四百一十三号 姫路及び新宮両駅間に國當自動車の運輸を開始することに關する陳情書

電力復興に關する陳情書

## 農林委員会

## 第四百一十二号 農業協同組合法案に關する陳情書

## 第四百一十一号 農業協同組合法案に關する陳情書

## 第四百一〇号 農業協同組合法案に關する陳情書

## 第四百九号 農業協同組合法案に關する陳情書

## 第四百八号 農業協同組合法案に關する陳情書

## 第四百七号 農業協同組合法案に關する陳情書

## 第四百六号 農業協同組合法案に關する陳情書

## 第三百一十九号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百一十八号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百一十七号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百一十六号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百一十五号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百一十四号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百一十三号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百一十二号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百一十一号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百一〇号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百九号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百八号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百七号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百三十九号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百三十八号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百三十七号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百三十六号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百三十五号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百三十四号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百三十三号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百三十二号 東印度における勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百三十一号 小連蓬萊の戰時統制撤廃に關する陳情書

## 第三百三十号 重要港湾に編入することに關する陳情書

## 第三百二十九号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百二十八号 海外引揚者の在外勤労資産等の問題に關する陳情書

## 第三百二十七号 今次群馬縣下の水害復旧費全額國庫負担その他に附し、即日これを内閣に送付した。

## 第三百二十六号 同日議院において採決することを議決した左の請願及び陳情は、各々意見書

## 第三百二十五号 今次茨城縣下の水害復旧費全額國庫負担とす

## 第三百二十三号 荒川改修工事促進に関する陳情書

## 第三百二十二号 今次群馬縣下の水害復旧費全額國庫負担その他に附し、即日これを内閣に送付した。

## 第三百二十一号 今次茨城縣下の水害復旧費全額國庫負担とす

## 第三百二十号 今次茨城縣下の水害復旧費全額國庫負担とす

した旨の通知書を受領した。

刑法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

刑法の一部を改正する法律

同日議員から左の質問主意書を提出し

米價決定に於けるバリティ計算に関する質問主意書(三好始君提出)

農産物供出理論の適用に関する質問主意書(木檜三四郎君提出)

小作料金指定價格不公平に付質問主意書(木檜三四郎君提出)

鉄道並びにバス新設等に関する質問主意書(小川友三君提出)

貿易開港場等に関する質問主意書(小川友三君提出)

政府の書類保管等に関する質問主意書(小川友三君提出)

省線新駅設置に関する質問主意書

全國各地の省線地域内に相当新駅

増設の希望がある。然し、國鐵は赤字財政のため、この希望新駅町村の有志が新駅の設置費用を寄附するなら適当に新駅を設置し增收と國民の便利を計るべきであるが、之れに対する運輸大臣並に政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

同日内閣から左の答弁書を受領した。

參議院議員小川友三君提出省線新駅設置に関する質問に対する答弁書

參議院議員小川友三君提出未利用資源による料理店許可に関する質問に対する答弁書

参議院議員池田恒雄君提出満州開拓と放水路問題等に関する質問に対する答弁書

内閣參甲第九四号

昭和二十二年十月十四日 内閣總理大臣 片山 哲

参議院議員小川友三君提出未利用資源による料理店許可に関する質問に対する答弁書

官報号外 昭和二十一年十月十六日 参議院会議録第三十八号 質問主意書及び答弁書

移住民に関する質問に対する答弁書

同日委員長から左の報告書を提出した。

財團法人理化学研究所に関する措置に関する法律案可決報告書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

省線新駅設置に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

参議院議員小川友三君提出省線新駅設置に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出省線新駅設置に関する質問に対する答弁書

新駅設置に関する請願は戰時中地

方の利便を主に致しました計画が実施を見なかつた關係上、終戰後各方

面よりいろいろの御要望がございま

すので、運輸省と致しましては駅間の距離が相当あり、かつ運輸量の見込

みも收支相償り程度以上で、運轉上

又は工事上支障のない場合はなるべく御希望にそろそろ考えて、一

定の処理標準を定め、昭和二十一年度では十九件採納致しましたが、本

年度は改良費の予算が資金、資材の関係で大幅に削減されました結果、

戦災復興等の優先に行なうべき緊急工事に多額の経費を要するため新規に駅を設置することは極めて困難になつたのであります。

從いまして新駅設置の目標として

は國の政策上必要なものなど公益性の大きいものでしかも工事費並びに

重要資材を多量に要しないもの、そ

の手當の可能なものから順次着手し

て行かねばならぬことに相成るわけ

であります。

未利用資源による料理店許可に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

從來この種の請願については、地

元の方々にいろいろと御協力を願う

のを常としていますが、工事費の負

担を願うことは本來の意思ではない

のであります。

しかしながら請願者において工事費を負担しても急速設置を希望される場合が相当多いので、それ等の熱

望に應える爲には省として設置すべきものと認められるものについてそ

の工事着手を速かにする意味において御寄附をお受けすることも止むを得ないのではないかと考えております。

その場合御承認願わねばならぬこ

とは設置の資金のみならず資材の面

でも大きい制約をうけまして、軌

條、枕木、セメント等の重要な資材は

りますので、その実施は相当困難な

割合、入手共大変窮屈になつてお

りますので、その実施は相当困難な

事情にあります。

従いまして新駅設置の目標として

は國の政策上必要なものなど公益性の大きいものでしかも工事費並びに

重要資材を多量に要しないもの、そ

の手當の可能なものから順次着手し

て行かねばならぬことに相成るわけ

であります。

未利用資源による料理店許可に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

参議院議員小川友三君提出未利用

資源による料理店許可に関する質

問に対する答弁書

食糧の用に供せられる未利用資源

を活用すべきことは御説の通りであ

ると考えますが、然し戰時中の政府

も終戰後の政府も大いに國民に訴え

主食中心の料理店の休業は現下止

むなきも、幾多の未利用資源の食糧

がある。之れを専門に料理して販賣する料理店を許可し、天下に何十万

は之れに対し熱烈なる御賛成を願うべきであり處見を問う。

右に対し速かなる御答弁を要求する。

右の質問に対する答弁書

内閣參甲第五九号

昭和二十二年十月十四日 内閣總理大臣 片山 哲

参議院議員小川友三君提出未利用

資源による料理店許可に関する質

問に対する答弁書

てこれが活用を図るよう宣傳に努めたのでありますがついに龍頭蛇尾に終つたことは御承知の通りで実行上は集荷技術上其他種々の困難を伴うものであります。

成程料理店等の専門業者の特別な技術経験を利用してこれが食糧化を工夫せることは未利用資源活用

上の一策とは存じますが、要するに未利用資源の食糧化と云うことはこれ等未利用資源を主体として、これに澱粉、魚介類、野菜及び調味料等の統制食料品を加え大衆の口に合うものにして始めて食糧として大衆に利用されることになるものであります。然るに主原料に加えるこれ等主要食糧である副原料の割合は少量でありませうけれども、これを何十万、何百万人分となりますときは、その量も相当量に上ることとなりまして、そうなると現在の食糧事情においてはこの方面に割当配給することとは困難であり、そこで仮に若し不充分な配給をするとすれば却つてこれら等の物資の流通秩序をみだすことにもなることが必然であると云うことをおそれるものであります。

現在國民は挙げて一切の努力を流す。通秩序の確立に注ぐべき時であると

### 考えられる際には、未利用資源を調理販賣する料理店の営業を許可すること

とは以上の理由に因つて當分不適當だと結論せざるを得ないとところと存ずるのであります。

山林濫伐と放水路問題等に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月六日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

山林濫伐と放水路問題等に関する質問主意書

昭和二十二年十月六日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

山林濫伐と放水路問題等に関する質問主意書

昭和二十二年十月六日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

山林濫伐と放水路問題等に関する質問主意書

昭和二十二年十月六日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

又、治水作業は政府直営が可か、民営が可か之れに対する処見

を問う。

二、今回の風水害にて流出或は破壊された家屋に対する救済策は、長期の低利資本によるべきであり、

二十年又は二十五年の年賦が適當とするのであります。

三十年又は二十五年の年賦が適當とするのであります。

が、之れ等は、大洪水の原因の一因をなすものにて百町歩の開拓が百倍千倍の美田に洪水を送る起源をなしておるのは、政府も國民も今や全部知る處である。茲におい

て水産業開拓に方向轉換の必要がある。水産業に百万人の開拓者を送る大計画を樹て戰災者、海外引揚者に職を與へべきである。木造船と網を中心にして政府は予算を計上し直に着手し失業救済、水害防止及び食糧問題解決の一石三鳥の政策に対し政府の処見を問う。

五、水害地は人心動き不安定である。警察官の手不足のために、町村の消防團が防犯に協力しておる処が多いが、之れ等消防團員は、收入が多く全くの奉仕である。それ等の人々に政府にて臨時出費し、防犯に盡す人々に敬意を表すべきであるが、政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

河川改修の一目標は洪水を円滑且

と信ずるが政府の処見を問う。

國民の片山内閣に期待する氣持

は絶大であるが特に栗栖藏相の答弁を中心明確なる答弁を求む。

三、我が國のセメント工業は現在全く其の製造が低下し國民需要の

10%にも達せず、閾値は一俵四百円以上である。國內資源による

セメント工業の不振は、資金難と石炭不足による。政府は、極力融資し又石炭増産により同品増配をなすべきである。水谷商相の主張

が、水の方は河川の收容力以上は不足しておる。刑務所の昨今は大入り満員で大洪水にならない

が、水害地は人心動き不安定である。警察官の手不足のために、町村の消防團が防犯に協力しておる処が多いが、之れ等消防團員は、收入

がなく全くの奉仕である。それ等の人々に政府にて臨時出費し、防

犯に盡す人々に敬意を表すべきであるが、政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

河川改修の一目標は洪水を円滑且

と信ずるが政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

河川改修の一目標は洪水を円滑且

と信ずるが政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

河川改修の一目標は洪水を円滑且

と信ずるが政府の処見を問う。

参議院議員小川友三君提出山林濫伐と放水路問題等に関する質問に対する答弁書

ので直ちに断定は出来ませんが從來治水工事は技術的にも施行困難であり且つ長期に亘るので主として直営で実施したのであります。現在の民間業者は技術も相当進歩して居りますので今後は之等民間建設力をも積極的に取入れ工事の促進を図る考えであります。

次に今回の関東、東北風水害のために流失、倒壊二三、八五戸、浸水四〇一、八九四戸に上る被害を受けたのであるが、右に対する救済として高率の國庫補助に依る應急仮設住宅建坪二万坪(約三、三〇〇戸)を建設し自力で建築し得ない者や困窮者を救済する方針であります。此の数は局部された資材と資金面から右以上の計画は極めて困難であります。其の他の救済策として被災者に対しては統制の枠を外し資材配給を行い普通建築の許可をして自力に依る建設を推進する。

而しながら自力建設者に対する預金部資金の融通は現在その運用の範囲が中央政府又は地方公共團体に対する融通に限定せられて居りますので個人等に直接融通することは出来ないこととなっています。

尙從來長期金融を担当して居た日

本勧業銀行に於ては現在資金コストの昂騰並びに手許資金の枯渏等から見て、巨額に上る長期且つ低利金融は困難であります。

更に我國「セメント」工業は現在相

当の能力を有し乍ら生産不振であるのは仰せの通り資金難と石炭不足によるものであります。が經理的には最近の公債改訂により若干車態が緩和されたと思われます。資金面に於ては從来復興金融金庫よりの融資の斡旋につとめてきましたが今後もこの方面の斡旋に努力したい。

「セメント」の配当計画は經濟安定本部において樹立して居るが現在毎月生産高僅か十万噸前後であつて而もその内相当の部分が特殊需要に向けられて居る状況であり増産の鍵たる配炭については最近漸くその重要性が認識されてきているが現実には未だ甚しく不足であります。

今後共經濟安定本部其の他関係方面の協力を得て配炭増加に努めたい。

尙限定された配炭内における「セメント」解消の一策として特殊セメントの製造及び從來セメント製造に使用しなかつた低溫炭によるセメント

本勧業銀行に於ては現在資金コスト

見て、巨額に上る長期且つ低利金融

は困難であります。

更に我國「セメント」工業は現在相当の能力を有し乍ら生産不振であるのは仰せの通り資金難と石炭不足によるものであります。が經理的には最近の公債改訂により若干車態が緩和されたと思われます。資金面に於ては從来復興金融金庫よりの融資の斡旋につとめてきましたが今後もこの方面の斡旋に努力したい。

「セメント」の配当計画は經濟安定本部において樹立して居るが現在毎月生産高僅か十万噸前後であつて而もその内相当の部分が特殊需要に向けられて居る状況であり増産の鍵たる配炭については最近漸くその重要性が認識されてきているが現実には未だ甚しく不足であります。

而しながら戰時戰後を通じる廣大なる森林資源需要の要請は山林の過伐を余儀なくせられましたが反面各種惡條件の累積は跡地造林の進捗

を阻害し無立木地の増大となりました。

これが爲豪雨に際して山地に於ける流去速度を速めて洪水の一因となつたことは認められます。依て政

府は現存の緊急に造林を必要とする一七三万一千町歩と今後伐採に依つて生ずる伐採跡地に付五ヶ年造林計画を樹立実行すると共に治水上重要な伐採計画下に伐採を行わしめんとするものであります。

次に今度開拓地方に発生致しました大水害に際しまして地元消防團員

各位が不眠不休の活動を以てその本

來の使命達成に努力せられつあり

ますことに對しましては深甚の敬

の単位時間におけるインテンシティ

において、從來の最高記録である明

治四十三年の記録をさえも相当超過

するものにあつては山地開拓の有

無を問わず、災害を受ける必然性が

あつたわけであります。山地開拓が

抑止力は一般的の想像以上であり作

物の保留、土壤の保水力に相当大な

るものがあることは専門家の力説す

るものであります。即ち耕地の降水時に於ける雨水の

當性を欠いているものと云えます。

洪水の原因とするのは当らないものと考えられます。

而しながら戰時戰後を通じる廣大なる森林資源需要の要請は山林の過伐を余儀なくせられましたが反面各種惡條件の累積は跡地造林の進捗

を阻害し無立木地の増大となりました。

これが爲豪雨に際して山地に於ける流去速度を速めて洪水の一因となつたことは認められます。依て政

府は現存の緊急に造林を必要とする一七三万一千町歩と今後伐採に依つて生ずる伐採跡地に付五ヶ年造林計画を樹立実行すると共に治水上重要な伐採計画下に伐採を行わしめんとするものであります。

次に今度開拓地方に発生致しました大水害に際しまして地元消防團員

各位が不眠不休の活動を以てその本

來の使命達成に努力せられつあり

ますことに對しましては深甚の敬

意と感謝を致してゐるところであり

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月八日  
池田 恒雄

參議院議長松平恒雄殿

第一、  
滿州開拓移住民に関する質問主意書

昭和二十二年十月八日

池田 恒雄

參議院議長松平恒雄殿

第一、  
滿州開拓移住民に関する質問主意書

昭和二十二年十月八日

池田 恒雄

參議院議長松平恒雄殿

第一、  
滿州開拓移住民に関する質問主意書

昭和二十二年十月八日

池田 恒雄

參議院議長松平恒雄殿

第一、  
滿州開拓移住民に関する質問主意書

昭和二十二年十月八日

池田 恒雄

參議院議長松平恒雄殿

第一、  
滿州開拓移住民に関する質問主意書

昭和二十二年十月八日

池田 恒雄

參議院議長松平恒雄殿

第一、  
滿州開拓移住民に関する質問主意書

昭和二十二年十月八日

池田 恒雄

の單位時間におけるインテンシティにおいて、從來の最高記録である明治四十三年の記録をさえも相当超過するものにあつては山地開拓の有無を問わず、災害を受ける必然性があつたわけであります。山地開拓が抑止力は一般的の想像以上であり作物の保留、土壤の保水力に相当大きなものがあることは専門家の力説するものであります。即ち耕地の降水時に於ける雨水の當性を欠いているものと云えます。

洪水の原因とするのは当らないものと考えられます。

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月八日

池田 恒雄

參議院議長松平恒雄殿

第一、  
滿州開拓移住民に関する質問主意書

昭和二十二年十月八日

池田 恒雄

參議院議長松平恒雄殿

の單位時間におけるインテンシティにおいて、從來の最高記録である明治四十三年の記録をさえも相当超過するものにあつては山地開拓の有無を問わず、災害を受ける必然性があつたわけであります。山地開拓が抑止力は一般的の想像以上であり作物の保留、土壤の保水力に相当大きなものがあることは専門家の力説するものであります。即ち耕地の降水時に於ける雨水の當性を欠いているものと云えます。

洪水の原因とするのは当らないものと考えられます。

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月八日

池田 恒雄

參議院議長松平恒雄殿

第一、  
滿州開拓移住民に関する質問主意書

昭和二十二年十月八日

池田 恒雄

參議院議長松平恒雄殿

- (3) 開拓移住民の入植状況と農業の經營並に生活の状態

- (4) 青少年義勇軍の現地に於ける状況

- (5) 終戦當時に於ける開拓民の状況

- (6) 終戦後現地に於ける青少年義勇軍の状況

- (7) 終戦に際して青少年義勇軍に對して政府のとりたる措置

- (8) 開拓民及び青少年義勇軍の引揚について施したる政府の措置

- (9) 開拓民及び青少年義勇軍の引揚の状況

- (10) 開拓民及び青少年義勇軍の内地引揚に際しての救急援護並に引揚後の飯農、前職復帰その他引揚者等の経済更生について政府のとりつある施策

(2) そして政府は終戦に當つて右の施設並に人事についてどのよ

うな措置をとつたか。

(3) 政府は右の諸機關が有してい

た土地、建物、設備等の財産をどのように処分したか。

(4) 政府は右の諸機關の中にあつて意識的に活動した主要なる役員に對してどのような処置をとつたか。

(5) 政府は右の諸機關の中にあつて意識的に活動した主要なる役員に對してどのような処置をとつたか。

(6) 政府は右の諸機關の中にあつて意識的に活動した主要なる役員に對してどのような処置をとつたか。

(7) 政府は右の諸機關の中にあつて意識的に活動した主要なる役員に對してどのような処置をとつたか。

(8) 政府は右の諸機關の中にあつて意識的に活動した主要なる役員に對してどのような処置をとつたか。

(9) 政府は右の諸機關の中にあつて意識的に活動した主要なる役員に對してどのような処置をとつたか。

(10) 政府は右の諸機關の中にあつて意識的に活動した主要なる役員に對してどのような処置をとつたか。

### 内閣參申第九七号

昭和二十二年十月十四日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員池田恒雄君提出滿州開拓移住民に関する質問に対する答弁書

(1) 右の施設内容はどのようなものであり、これに対し、当時の政

府はどのような指導援助を與えていたか。

(2) 右の施設内容はどのようなものであり、これに対し、当時の政

府はどのような指導援助を與えていたか。

の職業構成は農業者、農業経験者が圧倒的に多く、商業、工業、その他各階層からなっている。

又年齢別構成については男子は三十乃至三十五才、女子は二十乃至三十才が最も多く所謂働き盛りの人達が移住したのであるが分村計画の実施に伴い老幼者も逐次増加していた。

なお義勇隊についてはその家庭の職業別構成についても農業

が圧倒的に多いが開拓民の場合に比しその地の階層に属する俸給生活者の比率がかなり大き

い。又年齢構成については十六才十七才が圧倒的で十五才が一部占めているが以上を通じ資料

喪失のため詳細は不明である。

又年齢構成については十六

才十七才が圧倒的で十五才が一

部占めているが以上を通じ資料

喪失のため詳細は不明である。

又年齢構成については十六

才十七才が圧倒的で十五才が一

部占めているが以上を通じ資料

喪失のため詳細は不明である。

又年齢構成については十六

才十七才が圧倒的で十五才が一

部占めているが以上を通じ資料

喪失のため詳細は不明である。

又年齢構成については十六

才十七才が圧倒的で十五才が一

部占めているが以上を通じ資料

喪失のため詳細は不明である。

くないもの、又は入植者の極めて少い開拓地の整理統合を図つた。

農業經營については当初現地即應の原住民農法を実施したが昭和十四年北海道農法を大陸農法の名の下に試験的に導入し昭和六年より本格的に普及に努めた結果開拓民の平均耕作面積は五町歩強に達し、年次の古いものは相当ありある程度の供出も和十六年より本格的に普及に努めた結果開拓民の平均耕作面積は五町歩以上のも

ものについては十町歩以上のものは相当ありある程度の供出も

出来る状況にあり從つてその生活も逐次向上しつつあつた。

又年齢構成については十六才

才十七才が圧倒的で十五才が一

部占めているが以上を通じ資料

喪失のため詳細は不明である。

又年齢構成については十六

才十七才が圧倒的で十五才が一

部占めているが以上を通じ資料

喪失のため詳細は不明である。

既に入植地の補充、立地条件の良

好であると共に宿金等諸施設の整

備、改築に努めた結果健康状態は良好であった。

(5) 帰還した開拓民の報告を総合する

開拓團は始んど東北満、北満等僻遠の地にあり且つその中心となる青壯年男子が應召しておつたため必要以上の混乱に陥り其の犠牲も亦大きかつたが逐次集結落ち着くに及び諸種の方法で自活し帰還を待機していた。

(6) 青少年義勇軍は終戦當時二万一千余名あつたと推定されるがその中身体強健なるもの一万余名は南満軍工業地帯又は松根油の採取に動員され訓練所にあつたものは在籍者の概ね半数である。職員は統々として應召したので僅かに老幹部及病弱訓練生を中心としたものが三十ヶ所に分散していた。而して日ソ開戦と一緒に避難を開始したが途中ソ連の俘虜として抑留された相当數のものは途中難民となつてハルビン新京へ避難集結したものがあり又前述の勤員されていたものはその所属の会社の解散と共に独立の生活に入ったものが多かつた。

(7) 内原に入所中であつた義勇軍は終戦後速かに指導者引率の下に出身府縣に帰還解散せしめた。

(8) 滿州がソ連の占領下にあつたため連絡の方法なく連合軍その他を通じ一般邦人と同様開拓民及び青少年義勇軍の引揚促進の申し入れをなした。

(9) 終戦當時開拓民は青少年義勇軍を含めて在籍概ね二十余万と推定されるがこの中果して何人が應召の後ソ連地区に抑留され又死亡、行方不明、残留したかは適格には把握し得ない。

最近まで概略引揚者十二万人と推定しているが詳細は不明である。

(10) 開拓民及び青少年義勇軍の内地引揚に際して政府は特別の方途を講ずることなく一般引揚者と同一の取扱いをなしている。引揚後の帰農については開拓民及び青少年義勇軍共農業の適格者として國內開拓又は一般的に帰農することを望んでいる。

第二、  
(1) 滿州移住協会は拓務官が滿州移民事業を遂行するに当つてこそ

これが宣傳普及の機關として設立された財團法人である。政府はこの会に委嘱して滿州開拓青少年義勇軍及満州移住者を指導する幹部の訓練を実施せしめ所要経費を補助していた。それで満州開拓青少年義勇軍訓練所は青年移兵(青少年義勇軍)が満州に渡る前の準備訓練を実施するたために満州移住協会が經營した施設であり、

滿州開拓幹部訓練所は満州移住者の指導者となる者を訓練するため満州移住協会が經營した施設である。

國民高等学校は日本國民高等學校協会が經營する農家子弟を教育する施設であつて満州開拓とは關係なく政府も補助していない。

各郡道府縣立の農民道場の一處に農事振興会に國庫補助金を交付しこれが運営に当らしめた。

從つてこの施設は満州開拓事務と関係がなく訓練を実施す

て関係者は離散した。

(3) 滿州移住協会の財産は原則として一括して開拓民援護会に無償譲渡せしめることにしたが、

右の内内原訓練所の財産中幹部訓練所の土地、建物、設備等の

訓練所の全部及び青少年義勇軍訓

練所の財産の主要部分は全國農業会へ譲渡され、一部の土地は

帰農する者に提供し又建物の一

部は附近の村等に分譲するの措置をとり残余の部分は開拓民援護会が引揚者の収容施設として

産隊のことであつて農兵隊といふのは俗稱である。

この施設は當時における農村労力の不足と農家後継者の減少という困難な状態から農村を保持するためとられた施策で農家の後継者となる者を訓練して農業に対する知識技能の向上を図ると共に不耕作地の解消、開墾、土地改良等を実施して農業生産の維持を目指としたのである。

このため政府は各郡道府縣に指示して國民学校卒業後農家の後継者となる青少年を以て食糧増産隊を編成せしめ農業振興会に次いで農事振興会に國庫補助金を交付しこれが運営に当らしめた。

後継者となる青少年を以て食糧

増産隊を編成せしめ農業振興会

に次いで農事振興会に國庫補助金を交付しこれが運営に当らしめた。

後継者となる青少年を以て食糧

増産隊を編成せしめ農業振興会

に次いで農事振興会に國庫補助金を交付しこれが運営に当らしめた。

後継者となる青少年を以て食糧

増産隊を編成せしめ農業振興会

に次いで農事振興会に國庫補助金を交付しこれが運営に当らしめた。

後継者となる青少年を以て食糧

増産隊を編成せしめ農業振興会

満州開拓幹部訓練所は終戦後解消し入所中の者内で希望者は全員農業会が開設した高等農業講習所に入所せしめる措置がとられた。なおこれ等の施設に關係していた職員は解消と共に職を失つて離散した。

各郡道府縣立農民道場に併置されていた開拓民訓練所は終戦後解消し、その施設は各郡道府

県において引揚者収容所その

他それぞれ適当な利用の方途を講せしめた。

各郡道府縣立農民道場に併置されていた開拓民訓練所は終戦後解消し、その施設は各郡道府

県において引揚者収容所その

他それぞれ適當な利用の方途を講せしめた。

各郡道府縣立農民道場に併置されていた開拓民訓練所は終戦後解消し、その施設は各郡道府

利用している。

各都道府県の開拓民訓練所は各都道府県が他に活用している。

食糧増産隊を運営した農事振興会所属の財産は同会が閉鎖機関に指定されて特別の措置がとられている。

(4) 満州移住協会及内原訓練所は終戦後解散し、役職員等は当然にその地位を解消して離散した。各都道府県の開拓民訓練所及び食糧増産隊については前項述べた通りである。

### 第三、

第一次世界大戦後における世界的経済恐慌によつて人口過剰と小規模農家の多い我が國農村は甚しい経済不況に見舞われ農家経済は危機に直面する状況であつたのである。この際満州

引揚げて來た満州移住者はその農民としての体験や実力を活して國內の緊急開拓に向わして生活の安定を圖らせる方途を講じている。

なお農村における民主主義の發展のためには農地改革、農業組合の育成等の具体的政策に則り強力に農民に働きかけ特に青壯年に対する働きかけについては特に重点を注いでいるつもりである。

○議長(松平恒雄君) これより本日の会議を開きます。この際お諮りいたします。奥主一郎君より病氣のため七日間請假の中出がございました。許可をすることになつたのである。

從つて満州移民を送るに当つては分村計画等によつて農村更生に關連せしめ又將來農村の人口圧力を増す農家の二・三男はこれを教育して北方の農業及生活に習熟せしめた後自作農を創設せしめることが妥当と思われる所以、青少年義勇軍がとりあげられ或は轉帝業による失業者を帰農させる途として満州移住を進めたものであつてこの施策が誤解を受けることがあるならば甚だ遺憾とするところである。

ミスター・ジョン・ペートン  
起立、拍手起立。  
ミスター・ハーヴェー・ロード  
起立、拍手起立。  
ミスター・ウイリアム・ティーリング  
起立、拍手起立。

○議長(松平恒雄君) この際一言申上げます。今回占領地視察のため参りました英國下院議員團の一行が、只今傍聴席に見えられましたことは欣幸とするところでございます。これより御紹介をいたします。まず委員長の紹介をいたします。先ず委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長吉川末次郎君。

### 審査報告書

#### 道路交通取締法案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

### 昭和二十二年十月九日

治安及び地方制度委員長 吉川末次郎

泰國院議長 松平恒雄殿

多数意見署名

駒井 藤平 岡本 翁祐

小野 哲 大隅 喬二

奥主一郎 黒川 武雄

中井 光次 羽生 三七

道路交通取締法案

いたして御異議ございませんか。

九日まで四日間の日程を以て、派遣したいとの要求がございました。これら六名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

を修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十月七日

衆議院議長 松平恒雄殿  
参議院議長 松岡 駒吉

(小字及び一は衆議院修正)

道路交通取締法案

道路交通取締法目次

第一章 総則

第二章 車馬及び軌道車

第三章 雜則

第四章 罰則

附 則

道路交通取締法

第一章 総則

第一條 この法律は、道路における危険防止及びその他の交通安全を図ることを目的とする。

第二條 この法律における用語の意義は、次の通りとする。

第三條 本道と車道の区別のある道路においては、歩行者又は車馬は、その区別に従つて通行しなければならない。但し、学生生徒の隊列、難列その他の行列は、車道を通行することができる。

第四條 歩道と車道の区別のある道路においては、歩行者又は車馬は、その区別に従つて通行しなければならない。但し、学生生徒の隊列、難列その他の行列は、車道を通行することができる。

第五條 道路を通行する歩行者、車馬又は軌道車は、命令の定めると

第六條 道路の用に供する通路及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する通路をいう。

第七條 車馬とは、牛馬及び諸車をい

う。牛馬とは、交通運輸に使役する畜力その他の動力により運轉する車をいう。但し、そりは、これを諸車とみなす。

軌道車又は小兒車以外の車をいう。但し、そりは、これを諸車とみなす。

自動車とは、道路において、原動機を用い、軌道又は架線によらないで運轉する諸車をいう。

軌道車とは、道路において、軌道又は架線により運轉する車をいう。

第三條 道路を通行する歩行者又は車馬は、左側によらなければならぬ。

第三條 道路を通行する歩行者又は車馬は、左側によらなければならぬ。

第三條 道路を通行する歩行者又は車馬は、左側によらなければならぬ。

第三條 道路を通行する歩行者又は車馬は、左側によらなければならぬ。

第三條 道路を通行する歩行者又は車馬は、左側によらなければならぬ。

第五條 法令に定められた最高速度の制限を超えて他の交通に対し不当による安全な操縦に必要な操作を行つて車馬又は軌道車を操縦することによっては、警視監。(以下同じ)は、危険防止及びその他の交通の安全のため必要があるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

第六條 警察官吏は、危険防止のため緊急の必要があるときは、一時暫留の通行を禁止し、又は制限することができる。

第七條 車馬又は軌道車の操縦者は、無謀な操縦をしてはならない。

第八條 車馬又は軌道車の操縦者は、法令に定められた速度の範囲内で、道路、交通及び積載の状況に應じ公衆に危害を及ぼさないような速度と方法で、操縦しなければならない。

第九條 自動車の最高速度は、命令でこれを定める。

第十條 自動車の最高速度は、命令でこれを定める。

第十一條 車馬又は軌道車は、命令の定められていないで諸車又は軌道車を運轉すること。

第十二條 前号の外、酒に酔いその他正常

な運轉ができない處があるにかかる。

わらず、諸車又は軌道車を運轉すること。

都道府県知事は、定期又は臨時に運轉免許証についての検査を行ふことができる。

都道府県知事は、定期又は臨時に運轉免許証についての検査を行ふことができる。

都道府県知事は、定期又は臨時に運轉免許証についての検査を行ふことができる。

都道府県知事は、定期又は臨時に運轉免許証についての検査を行ふことができる。

都道府県知事は、定期又は臨時に運轉免許証についての検査を行ふことができる。

都道府県知事は、定期又は臨時に運轉免許証についての検査を行ふことができる。

救急自動車その他主務大臣の定める自動車(以下緊急自動車といふ。)について、第一項の規定による命令の定める最高速度を超えて、最高速度の制限を定めることができる。

都道府県知事は、自動車道で運転する自動車について、第一項乃至前項の規定にかかわらず、最高速度の制限を定めることができること。

第十一條 道路を通行する車馬には、命令の定めるところにより、螢火をつけなければならない。

第十二條 車馬は、他の交通を妨害する虞のある場合においては、併進し又は後退し若しくは轉回してはならない。

第十三條 道路における車馬の追続又は追越について必要な事項は、命令でこれを定める。

第十四條 車馬は、左折しようとするときは、道路の左側によつて徐行しなければならない。

車馬は、右折しようとするときは、交差点の中心の外側を回つて徐行しなければならない。

第十五條 車馬は、鉄道又は軌道の踏切を通過しようとするときは、

安全かどうかを確認するため、一時停車しなければならない。但し、信号機の表示、警察官吏又は信号人の指示その他の事由により安全であることを確認したときは、この限りでない。

第十六條 車馬及び軌道車相互の間の通行についての順位は、左の各号の順序とする。

#### 一 緊急自動車

#### 二 緊急自動車以外の自動車及び軌道車

#### 三 自動車以外の車馬

車馬又は軌道車は、前項に定める先順位の自動車又は軌道車に道路を譲らなければならない。

緊急自動車の塗色、警音器、燈火等について必要な事項は、命令でこれを定める。

第十七條 順位の同じ車馬又は軌道車が、交通整理の行われていない交差点に異なつた方向から同時に入るようとする場合は、右方のものは、左方のものに進路を譲らなければならない。

第十八條 車馬又は軌道車は、狭い道路から廣い道路に入ろうとするときは、前二條の規定にかかわらず、一時停車するか又は徐行し

て、廣い道路上に在る車馬又は軌道車に進路を譲らなければならない。

前項の規定は、緊急自動車については、これを適用しない。

第十九條 交差点の附近において、緊急自動車が接近して來たときは、軌道車は、交差点を避けて一時停車し、又、車馬(緊急自動車を除く。)は、交差点を避け左側によつて一時停車し、これに進路を譲らなければならない。

第二十條 緊急自動車は、停止の表示のある交差点においても、特に緊急を要する場合に限り、交通の安全に注意して徐行して通過することができる。

第二十一條 停車又は駐車を禁止する場所その他の停車又は駐車の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十二條 停車又は駐車を禁止する場所その他の停車又は駐車の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十三條 諸車の乗車、積載又はけん引の制限について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十四條 車馬の交通に因り、人の殺傷又は物の損壊があつた場合においては、車馬の操縦者又は乗務員その他の従業者は、命令で定めるところにより、被害者の救護その他必要な措置を講じなければならない。

第二十五條 諸車の乗車、積載又はけん引について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、命令の定めるところによつて、警察署長の許可を受けなければならない。

前項の合図について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十七條 諸車の乗車、積載又はけん引について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十八條 道路上において工事又は作業をするときは、手、方向指示器その他の方法で合図をしなければならない。

第二十九條 道路上に碑表、廣告板、飾塔等を設置しようとする者は、命令でこれを定める。

第三章 難則

第三十條 道路上において都道府県知事の定める行為をしようとする者が、一時その運動を停止することができる。

第三十一條 警察署長は、前項の許可に附する工作物その他の施設及び物件が道路における交通に著しい危険を生ぜしめる虞がある場合においては、その占有者に対し、その危険の防除のために必要な措置を命ずることができる。

第三十二條 警察署長は、沿道の土地における工作物その他の施設及び物件が道路における交通に著しい危険を生ぜしめる虞がある場合においては、その占有者に対し、その危険の防除のために必要な措置を命ずることができる。

第三十三條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第三十四條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第三十五條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第三十六條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第三十七條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第三十八條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第三十九條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第四章 動則

第四十條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第四十一條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第四十二條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第四十三條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第四十四條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第四十五條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第四十六條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。

第四十七條 警察署長は、前項に掲げる者以外の者で該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずることを妨げてはならない。



て互に両本を運営していくといふことの方がいいのではないかというような質問がありました。これに対しましては当局からは、運輸行政は運輸省に移管した方が妥当なりと考えてこれをいたいと、こういう答弁があつたのでございます。次に第三といたしましては、いわゆる左側通行と右側通行のいづれを採用するのがよいかということにつきまして、この法案は左側通行の原則を採用しておるのでございまするが、諸外国の例に倣つて右側通行を採用しなかつたのは、どういうわけであるかというところの質問に対しまして、当局は、我が國におけるところの左側通行は数十年來の慣習である、それでここに、電車やバスの出入口、或いは車体であるとか、信号設備であるとか、又は安全地帯等の設備を変更するということは、そのために莫大な資材と資金を要すると同時に、特に長年の習慣をここに変更するというところの必要は認め難いので、従来通り左側通行を採用したものであると、こういう答弁があつたのでございます。

正案をも引つ括めまして質疑の後、討論の過程に入つたのでありまするが、委員岡元義人君の本法案に対するところの賛成意見の開陳がありまして、それ以外には別に一人の反対者もなく、最後に採決に入りましたところ、全会一致を以つてこの法案は可決すべしものであると、かくのごとく決定いたしました次第でございます。

以上本法案につきまして委員会の審議の経過及び結果を御報告申上げる次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕  
○副議長(松本治一郎君) 総員起立、  
よつて本案は可決せられました。これ  
にて本日の議事日程は終了いたしまし  
た。次会の議事日程は、決定次第公報  
を以て御通知いたします。本日はこれ  
にて散会いたします。

午前十一時二十四分散会

出席者は左の通り。

議長松平恒雄君

員

中西 功君 板野 勝次君

賈頤與兵衛君

千田 正君 栗山 良夫君

卷之三

玉置吉之丞君 田村 文吉君

小林米三郎君 沢多野林一君

增補 儒學卷

江熊宿谷安部小野來馬赤澤加賀	哲翁君榮一君正一君與仁君操君	琢道君伊介君常吉君精太郎君繁雄君仁藏君慎一君秀一君逸郎君彌八君辰雄君勇造君幸一君常太郎君武夫君簡勇君成子君	山下岡本中川久義君愛祐君以良君
新谷寅三郎君椎井岡元	康雄君義人君	大野平野山田山中平常太郎君清水武夫君堀井平野山内石川	幸一君成子君千葉信君梅津錦一君清次君喜八郎君恭兵君常子君源吾君
佐伯卯四郎君	虎一君	木下赤松下條	竹下
内村千葉	梅津錦一君	梅原眞隆君	梅原眞隆君
木村喜八郎君	清次君	中村正雄君	中村正雄君
下條恭兵君	喜八郎君	高橋龍太郎君	高橋龍太郎君
波多野	常子君	野田俊作君	野田俊作君
羽生	源吾君	梅原眞隆君	梅原眞隆君
岩本	木下	赤松常子君	赤松常子君
河野	井上なつゑ君	下條恭兵君	下條恭兵君
太田	波多野	波多野鼎君	波多野鼎君
敏兄君	羽生	常子君	常子君
月洲君	常子君	源吾君	源吾君

結城	安次君	松井	道夫君
渡邊	甚吉君	伊藤	修君
吉川	末次郎君	谷口彌三郎君	油井賢太郎君
	春彦君	平野善治郎君	
植竹	一衛君	安達	良助君
石川	太藏君	高橋	啓君
入交	繁安君	竹中	七郎君
小杉	木内キヤウ君	高橋	紅露
原口忠次郎君	原口忠次郎君	高良	みつ君
藤森	貞治君	大畠農天雄君	とみ君
星	一君	佐々木鹿藏君	齊
三木	治朗君	森下	政一君
淺井	一郎君	中井	光次君
伊東	隆治君	櫻内	辰郎君
岩崎正三郎君	佐々木鹿藏君	加藤常太郎君	森下
森下	武雄君	黒田	英雄君
森下	稻垣平太郎君	石坂	豊一君
森下	重藏君	遠山	丙市君
森下	齊	鈴木	安孝君
森下	重藏君	北村	一男君
森下	稻垣平太郎君	川村	松助君
森下	重藏君	堀	未治君
森下	齊	奥	主一郎君
森下	稻垣平太郎君	木内	四郎君
森下	重藏君	大屋	晋三君
森下	稻垣平太郎君	草葉	隆圓君
森下	重藏君	柴田	政次君
森下	稻垣平太郎君	板谷	順助君
森下	重藏君	黒川	武雄君
森下	稻垣平太郎君	深水	六郎君
森下	重藏君	小野	光洋君
森下	稻垣平太郎君	中川	幸平君
森下	重藏君	西山	龟七君
左藤	義詮君	大隈	信幸君
平沼彌太郎君	水久保基作君		